

第1章 総則

第1条 会員サービス規約

1.株式会社ファースト・クリエイティブ(以下「弊社」といいます。))は、以下の会員サービス規約(以下「役務規約」といいます。))の条件に従い、弊社が提供する物品の供給ならびにその他のサービス(以下「本サービス」といいます。))を契約者に提供いたします。

2.役務規約の適用

弊社は、この役務規約を定め、これにより本サービスを提供します。本サービスの利用については、役務規約およびその他の役務個別規定ならびに役務追加規定(以下、「役務個別規定等」といいます。))が適用されます。なお、役務規約と役務個別規定等との間に齟齬が生じた場合、役務個別規定等が役務規約に優先して適用されるものとします。

第2条 役務規約の変更

弊社は、役務規約を変更する場合があります。この場合、提供条件は、変更後の役務規約によるものとします。

役務規約の変更、本サービスに関する事項や、その他の重要事項等、契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

- 1.本サービスのホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- 2.本サービス申し込み時、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 3.本サービス申し込み時、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送後、1週間をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 4.その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第2章 本契約

第3条 契約の成立

- 1.本サービス利用契約は、利用希望者が弊社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約の申込をした時点で成立するものとします。
- 2.弊社はサービス契約成立日を、書面発送、マイページ掲載、電子メールのいずれかの方法で契約者に通知するものとします。

第4条 契約の単位

契約の単位は1プランごととし、本サービスの利用契約を締結します。

第5条 契約申込の承諾

- 1.弊社は、本サービス利用契約の申込を承諾するときは、第2条の方法に基づいて契約申込者に通知します。
- 2.弊社は、下記各号に該当する場合には、本サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。
 - (1)本サービス利用契約の申込をした者が、その本サービスに係る利用契約を締結している者と同一相当の者とならない場合。
 - (2)本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - (3)本サービス利用契約の申込をした者が本サービスの料金または追加購入に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4)物品取扱および帰属の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5)その他弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (6)過去に禁止事項に該当し契約解除した顧客。
 - (7)未成年の場合。

第6条 会員情報の管理

- 1.契約者は、本サービス利用に伴い弊社にて登録、通知された会員IDおよびパスワードの管理および使用に関して責任を負うものとします。
- 2.契約者は、会員IDおよびパスワードを第三者に使用させること、譲渡、貸与、売買、開示その他の一切の処分を行ってはならないものとします。
- 3.会員IDおよびパスワードの漏えいがあった場合、または第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、契約者は、直ちに弊社に連絡するとともに、弊社からの指示がある場合はこれに従うものとします。
- 4.会員IDおよびパスワードの不適切な管理、第三者による使用などに起因して契約者に損害が生じた場合、当該損害については、弊社の責任による場合を除き、契約者自らが責任を負うものとします。

第7条 契約者が行う通知手続き

契約者は本サービスに関する事項その他の重要事項等の弊社に対する通知は(以下「所定の手続き方法」といいます)、契約者の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

- 1.本サービスの契約者名、契約住所または、弊社に届け出た契約者名、住所宛からの郵送により行います。
- 2.各種手続きを行う場合は弊社指定の書面に記載し、郵送を行い弊社が受領した時をもって通知が完了したものとします。
- 3.手続きを行う書面は、マイページ上に格納される各種書面を印刷するか、問合

せを行い書面を取り寄せたものいずれかを利用するものとする。

- 4.各種手続きは各申請通知完了後、追って必要な手順を弊社より通知します。

第8条 料金および手続きに関する費用

本サービスの契約が成立した時点で下記の項目について料金が発生し、金額については別紙料金表に定めるところによります。

複数の契約がある場合でも、各契約単位でそれぞれ下記の項目に対し料金が発生します。

- 1.初回事務手数料、プラン変更手数料
- 2.月額利用料金(プラン別)、追加購入金額
- 3.解約金
- 4.決済手数料
- 5.料金明細書発行手数料、請求書発行手数料、支払明細、領収書発行手数料、書発行手数料
- 6.機器損害金、消耗修理金、端末の未返却金

第9条 料金の適用開始の時期

弊社は料金の適用開始の時期について、第3条第2項で述べた、弊社が本サービスの提供を開始した日(商品の発送日)と同一とし、これをもって料金の適用開始日といたします。

第10条 支払いの方法および支払日

本サービス料金のお支払い方法は契約時に選択された支払方法により異なります。支払日については下記となります。

- 2.クレジットカードによるお支払の場合、契約者は本人名義のクレジットカードのみを使用するものとし、クレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、契約者と当該クレジットカード会社その他の第三者との間で紛争が発生した場合、弊社の責任による場合を除き、当該当事者双方で解決するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。利用料金は当該クレジットカード会社の契約者規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
- 3.口座振替によるお支払いの場合、利用料金の振替日は毎月27日とし、休日、祝日の場合は翌営業日とします。
- 4.その他の方法によるお支払いの場合、利用料金の支払日は弊社が取り決めた日とします。

第11条 利用料金等の支払い義務

- 1.弊社が提供するいずれかの商品が発送された日を起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いをするものとし日割計算は行わないものとする。
- 2.契約者は、料金等の支払いを遅滞した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 3.契約者は、本サービスを利用できなかった期間があった場合でも、当該期間に対応する利用料金を支払う義務が発生します。
- 4.区分支払いをしない料金
 - (1)契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以降その状態が継続した場合
 - (2)そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
弊社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき
 - (3)そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金
- 5.2ヶ月分、支払確認取れない場合、翌月に本サービスの停止、3ヶ月、支払確認取れない場合、本サービスの強制解約となります。強制解約となった場合、本サービス第21条の解約が適応となります。

第12条 契約期間

契約期間は、本サービス利用契約が成立した日からとなり、いずれかの商品発送日から1年後の応当日までといたします。

契約の更新については、契約者から契約期間満了月の前月20日までに申出がない場合、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動更新となります。最低利用期間はいずれかの商品発送日から1年後の応当日までとします。最低利用期間内に、本サービス利用契約が終了した場合(ただし弊社が本サービスを終了させた場合は除く)には、弊社が定める期日までに、「解約金」欄記載の額の解約違約金(以下「解約違約金」といいます。))を支払い義務が発生します。

年払いにてご契約の場合契約期間満了月(初回商品発送月)以外での解約は可能ですが、お支払い金額のご返金はできないものといたします。ただし、解約違約金は発生いたしません。

第13条 サービスの停止・中断

弊社は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約者に事前に通知せず、本

サービスの全てまたは一部の提供を停止・中断することができるものとします。この場合、弊社の責任による場合を除き、契約者に生じた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

- 1.本サービスに関するシステムの定期メンテナンスおよび緊急メンテナンスのために必要な場合
- 2.天災地変、戦争、停電、通信障害、第三者による妨害行為などの不可抗力により、本サービスの運用・提供が困難になった場合
- 3.お届け先不明等で注文時のご住所に物品をお届けできない場合
- 4.原材料、周辺資材の調達不能による提供停止
- 5.仕入材料価格の変動による価格変更、サービスの変更
- 6.物流遅滞による納期遅延、提供停止
- 7.生産工場、現地の事情による原材料、周辺資材の調達遅延、調達停止等
- 8.禁止事項に該当する行為を行った場合、またはその疑いが生じた場合。
- 9.その他、弊社が連絡不能と判断したもの、住所不定と判断したもの、本サービスの運営上、停止・中断することが必要と判断した場合

第14条 契約者が行う本サービス利用契約の解除

1. 物品発送前

契約者は、あらかじめ弊社に弊社所定の手続き方法により通知して、本サービス利用契約申込の解除をすることができます。

利用契約申込の解除の受付は第3条(契約の成立)におけるサービス利用契約開始日を基準に前後8日とし、第7条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。

2. 物品発送後

契約者は、あらかじめ弊社に弊社所定の手続き方法により通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

物品発送後に解約を希望する場合、原則として別紙に定める違約金をお支払いいただくものとします。

解除の受付は20日を締め日とし、第7条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。

第15条 契約者の地位の承継

1.相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、弊社に届け出いただけます。

2.前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出いただけます。これを変更したときも同様とします。

3.弊社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を任意に選択し、その1人を代表者として取り扱います。

第16条 権利の譲渡等禁止

契約者は、弊社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または役務規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第17条 弊社が行う本サービス利用契約の解除

1.弊社は、次の場合には、本サービス利用契約の解除事由を契約者に通知した上で解除することがあります。

- (1)契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (2)弊社が定める期日までに機器などの商品の受取を完了できないとき。
 - (3)契約者の死亡について弊社に届出があり、弊社がその事実を確認したとき。
- 2.弊社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

3.弊社は、前項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4.本条第1項から第3項までの定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、弊社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。

5.弊社は契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に何らの通知または催告をすることなく、本サービスの提供の終了、会員資格の取消し、弊社物品の利用その他の本サービスに関する契約の解除について、その全てまたはいずれかを行うことができます。

- (1)役務規約に違反、弊社が禁止事項に該当すると判断する場合
- (2)本サービスの利用に関して不正行為または第16条に定める行為を行った場合
- (3)本サービスに関する物品代金等の支払債務の履行遅滞その他の不履行があった場合
- (4)支払い能力に問題があると認められる事項が判明した場合
- (5)反社会的勢力またはそのおそれのある団体等に所属することが判明した場合

第18条 個人情報の利用

弊社は、契約者からお預かりする個人情報を、別途定める「プライバシー・ポリシー」に基づき適切に取り扱うものとします。

第19条 追加購入

消耗品の単独追加購入が可能であり、料金は別紙料金表に定めるものとします。

支払については役務規約に準ずるものとし、発送翌月の請求に合算して決済とさせていただきます。

送料は一部地域を除き原則発送者負担となります。ただし、不良品交換時は着払いにてご返還をお願いいたします。

第20条 契約の変更

1.契約者は、弊社が別に定めるところにより、本サービス利用契約の品目内容(プラン)の変更の請求をすることができます。

弊社は本サービス利用契約の品目内容の変更の請求により係る料金等を契約者に請求します。

変更受付期間は物品発送月の前月20日までとなり、翌月より適用となります。その期間にて弊社指定の方法にて通知し、受理されたものが対象です。プランが変更になった場合、変更月から再度1年のご契約となりますのでご注意ください。プラン変更可能月は新契約開始月の翌月とし、プランの変更回数の上限は年に2回となります。

ただし年払いにてご利用の場合更新月以外でのプラン変更は受付いたしかねます。

2.弊社は前項の請求があったときは、第5条(契約申込の承諾)の定めに基づいて取り扱います。

3.契約者は、本サービス利用契約の申込の際、弊社に通知した情報に変更がある場合は、弊社所定の手続き方法により、遅滞なく弊社に届け出るものとします。

4.契約者は、婚姻による姓の変更等、弊社が承諾した場合を除き、弊社に届けた氏名を変更することはできないものとします。

5.契約者が契約内容の変更を申し出た場合、弊社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めています。

6.契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。

7.契約者死亡に伴い契約者名義を変更する場合原則として契約者死亡時より半年以内のお申し出が必要となります。

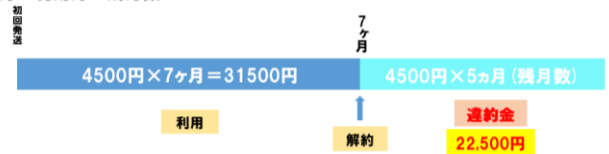
8.本条第2項から第7項までによる変更の受付は20日を締め日とし、第7条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。ただしその他別段の定めがある場合はその定めを優先とします。

9.契約者は、第26条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、物品の移転登録を請求することができます。

第21条 違約金

最低利用期間内に、本サービス利用契約が消滅した場合、弊社が定める期日までに本来お支払頂く年間支払額の残額を解約違約金としてお支払いいただきます。

◆12ヵ月-利用月=残月数



第22条 割増金

契約者は、料金または追加購入に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

第23条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合(閏年も365日として計算するものとします)で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。

第24条 債権の譲渡および譲受

1.契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他弊社が契約者に対して有する債権を弊社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2.契約者は、本サービスを提供する弊社以外の事業者(弊社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします)の規約等に定めるところにより弊社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、弊社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3.前項の場合において、弊社は、譲り受けた債権を弊社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

4. 契約者は、契約者が前項定めにより弊社が譲り受けた債権に係る債務を弊社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。)は、弊社がその料金の支払いがない旨等を、弊社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることを予め承するものとします。

第25条 配送及び引渡し

1. 初回配送時、当社は支払い確認等の社内手続き完了後(通常、10-15営業日前後)に配送します。ただし、商品の入荷・在庫状況その他の事由により、実際の配送に要する日数が異なる場合があります。北海道、沖縄は別途送料がプラン料金にかかります。
2. ユーザーが注文した商品が、注文時に指定された配送先に配送されたことをもって、商品の引渡しは完了したものとします。
3. 定期配送分に関しては初回配送日が1-10日の方は次回以降1-10日に配送、11-20日の方は次回以降11-20日、21-月末の方は21-月末に配送となります。ただし、商品の入荷・在庫状況その他の事由により、実際の配送に要する日数が異なる場合があります。
4. 追加購入は初回配送同様(通常、10-15営業日前後)に配送します。ただし、商品の入荷・在庫状況その他の事由により、実際の配送に要する日数が異なる場合があります。
5. 本プラン契約(変更・更新の場合の本個別新契約を含みます。以下、本条において同じです)に基づき、当社所定の手続きに従って契約会員が配送先として指定した住所に本件製品を配送します。なお、契約会員は指定禁止住所を配送先に指定すること、配送先として指定した住所を指定配送業者との間で変更すること(契約会員を除く契約会員親族等が変更することを含みます。)および配送予定日を指定することはできないものとします。
6. スプレーボトルを購入される場合別途送料600円(税別)が発生いたします。ただし初回発送時に3本以下の注文の場合送料は発生いたしません。

第26条 本サービスの提供区域

本サービスは、物品の送付を伴うため、送付が適わないもしくは著しく支障をきたす地域、離島以外の地域において提供します。

第3章 販売

第27条 本サービスのキャンセル、解約に関する事項

契約者は、申し込み後の商品送付前にあたる利用開始前キャンセルをご希望される場合、本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。その場合、原則として、別紙料金表に定める事務手数料をお支払いいただくものとします。契約者は、本製品を送付した後は、原則、本サービスの申込をキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望する契約者は解約申請を行い、第21条に定める違約金をお支払いいただくものとします。本サービス利用契約に適用される強行法規において契約者に取消権又は解除権(クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。)が認められている場合であって、契約者はこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセル又は解約を希望されるときは、事務手数料の費用のみお支払いとなり違約金をお支払いいただく必要はありません。

【特定商取引法に関する表記】

クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称:株式会社ファースト・クリエイト

G-MIST サポート窓口

住所:〒541-0057

大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-5-6

堺筋本町アーバンライフ9階

第28条 個人情報の取扱

弊社は、契約者の個人情報を、弊社のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第4章 G-MIST

第29条 用途

次亜塩素酸水による除菌・消臭

第30条 特徴

ウイルスや菌に接触し、除菌するとすぐに水に戻ります。従来品より効果が長持ちする新しい次亜塩素酸水です。いつ使っても安定した効果が期待できます。

1. 使用方法

本商品は原液のまま弊社の指定する専用機器にて希釈せずにご使用ください。

2. 成分

次亜塩素酸水

3. 消費期限

製品製造日より未開封で2年、開封して1年

4. 保存方法

本商品は直射日光紫外線を避けて、冷暗所での保管をお願いします。本商品は保管状態によっては期間内であっても十分な効果が得られない場合がございます。

第5章 ハードウェア

第31条 用途

G-MISTの散布、噴霧

第32条 保証

1. 自然故障(全損、一部破損、外損)の場合は保証対象となり、1年間に1回は無料保証になります。
2. 以下の内容につきましては保証できません。
 - (1) 過失故障、過失破損
 - (2) 水漏れ、水没
 - (3) 自然災害(落雷)
 - (4) 紛失、盗難
 - (5) 経年劣化、色落ち
 - (6) 自己修理損害、改造損害、外装破損、付属品破損
 - (7) 上記のほか、メーカーが規定する保証対象外の故障

第33条 返還

弊社による本件製品の受領の確認をもって、契約者による本製品の弊社への返却が完了します。

ハードウェアの返却がない場合は未返却時の機器損害金(弁済金)の請求をさせていただきます。

返却時に返品用段ボールがない場合は、3,000円(税別)にて用意させていただきます。必要な場合はサポート窓口までお問い合わせください。

1. 猶予返却期限日

返却期限日は解約月の属する月の翌月の10日までとします。

2. 返還場所

地域によって異なる場合があります。詳しくはサポート窓口までお問い合わせください。

第6章 一般条項

第34条 免責事項

1. 弊社は、商品のお届けについて、契約者に指示された送付先に指示された商品を送付することにより、その義務を果たしたものとします。
2. 本サービスにおいて弊社が契約者に対して通知義務を負う場合、契約者が登録している契約者のご住所ならびに電話番号またはメールアドレスのいずれかへ通知を発信することにより、その義務を果たしたものとします。契約者が、契約者のご住所ならびに電話番号、またはメールアドレスを弊社の指定する方法に従って登録しなかったことで、当該通知が契約者に到達しなかったことにより契約者に生じた損害については、弊社の責任による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用により、他の契約者または第三者に対して損害を与えた場合、弊社の責任による場合を除き、当該契約者の責任と費用をもってこれを解決するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
4. 弊社は、天災による着荷遅延、罹災による商品の未受領、通信回線またはコンピューター等の障害による本サービスの中断、遅延、中止、データの消失、データへの不正アクセスにより契約者に生じた損害について、弊社の責任による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、別途の定めがある場合を除き、以下の各号に定める事項を原因として、契約者に生じた損害、損失、不利益等に対して、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(1) 原材料、周辺資材の調達不能による納期遅延、提供停止

(2) 仕入材料価格の変動による価格変更、サービスの変更

(3) 物流遅滞による納期遅延、提供停止

(4) 生産工場、現地の事情によるハードウェア、パーツの納期遅延、調達停止等

(5) その他、商品を利用したことにより利用者に生じた一切の精神的、身体的、財産的損害につき、何らの責任も負わないものとします。

段ボールの傷、へコミ、汚れに関しては交換対象になりません。

本商品の内容量、液体の濃度については多少の増減があります。また液体には色、臭いがあります。

6. ユーザーが商品を紛失(第三者により盗難された場合を含みます。)又は当社への連絡なく返却予定日を経過した上その返却に応じない場合には、当社への返却日までのレンタル料金に加え、当社が別途定める当該商品の機器損害金(弁済金)に相当する金額をご負担いただきます。

本商品は予告なく、容器の変更、表示の変更、形状、容量等、仕様の変更の可能性ががあります。

本商品の価格につきましては材料、資材等の高騰により価格が変動する可能性があります。

本商品は修理、交換の際に予告なく機種が変わる可能性があります。

本商品は修理、交換の際に部品がない場合、別途料金がかかる可能性があります。

第 35 条 注意事項

使用前に使用上の注意書きをよく読んでからご使用ください。
本商品は、他社の次亜塩素酸水と混ぜて使用しないでください。商品の成分が破壊されるおそれがあります。
G-MIST は原液のまま使用する製品ですので希釈しないでください。商品の成分が破壊されるおそれがあります。
本商品は他の製品との併用は避け、必ず単独で使用してください。
本商品は金属・樹脂・ゴム等を変質させる可能性があります。使用後は水拭きをしてください。
シミ・変色などの心配があるものは、目立たない部分で必ずお試しの上ご使用ください。
ミスト、蒸気、スプレーの吸入をしないでください。万が一吸入した場合、医師に相談し処置などの指示を受けてください
本商品は飲用では有りませんので飲まないでください。万が一誤飲した場合は医師に相談し処置などの指示を受けてください
本商品が少量でも目に入った場合は、直ちに多量の水で洗眼し、コンタクトレンズをしている場合は注意深く外し洗浄をつけ、速やかに医師に相談して治療を受けてください。
本商品は紫外線に対して強くありません。紫外線の当たらないところで保管をしてください。
本商品は高温に対して強くありません。換気の良い、冷暗所で保管をしてください。
容器はしっかりと密閉して保管頂くようお願いいたします。
本商品の生産工場は、商品によって地域が異なります。そのため溶液とセットでハードウェア、スプレーボトルをご注文頂いた契約者は、別々に商品が届きます。溶液に付属されているコックは、初回配達時に限り発送いたします。2 回目以降の配達からはコックが付属されない場合があります。処分せずに保管ください。本商品を使用用途以外に使用しないでください。

第 36 条 禁止事項

本商品は医薬品、または医薬部外品等ではありませんので、人に対して、適用する前提での手や身体の消毒に使用する行為はしないでください。
本商品のハードウェアやスプレーボトルは G-MIST 専用の製品となっておりますので、指定以外の容器への入れ替え、希釈や他の液剤との混合等、二次加工して使用しないでください。
G-MIST の原液および専用機器・スプレーボトルを用いて第三者に再販売(譲渡、転貸、オークションやインターネットでの転売、再提供、担保としての提供、その他のこれらに準ずる行為を含む。)行為を禁止とします。
本商品は国内のみでの使用となります。海外での使用や輸出することを禁止しております。
本商品のハードウェアはレンタルでの提供となります。機器の分解、改良はしないでください。
1. 契約者は次の事項を行ってはならないものとします。
(1) 虚偽の内容による注文、または利用登録の際に虚偽の登録内容を申請する行為
(2) 本サービスの運営を妨げる行為、その他本サービスに支障をきたすおそれのある一切の行為
(3) 他の契約者その他の第三者の迷惑となる行為または弊社の営業を妨害する行為
(4) 商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
(5) 会員 ID およびパスワードを不正に使用する行為
(6) クレジットカードを不正使用して本サービスを利用する行為
(7) 返品または交換を繰り返し弊社に損害を与える行為
(8) 弊社の物品の転売など営利を目的とした注文または申込行為
(9) 法令もしくは役務規約に違反する行為、公序良俗に反する行為またはそれらのおそれのある行為
(10) その他、弊社が不適切と判断する行為

第 37 条 損害賠償

1. 契約者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間に紛争を生じた場合、契約者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
2. 契約者による本利用規約等の違反その他契約者の責めに帰すべき事由による本サービスの利用に起因して、当社に直接または間接の損害が生じた場合(当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます)、契約者は、当社に対し、その全ての損害(弁護士等専門家費用および当社において対応に要した人件費相当額を含みます)を賠償するものとします。
3. 当社は、受領した本件製品の梱包物等に契約会員親族等の私物などの物品等が含まれていた場合、契約会員親族等が当該物品に関する所有権を放棄したものとみなします。当社は、当該物品について保管および返却など、一切の責任および義務を負わないものとし、任意に廃棄等の処分を行うことができるものとします。また、当社は、当該廃棄等の処分に費用が生じた場合、発生した費用(当社の経費も含みます)を契約会員に請求することができるものとします。なお、契約会員は、当社に対して当該物品の買い取りなど価値の償還を請求する

ことはできません。

4. 弊社が本サービスに関連して弊社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合における損害賠償義務の範囲は、弊社が契約者から本サービスに関連して受領した料金の総額を上限とし、かつ本サービスの利用により契約者に直接的に生じた通常損害(付随的損害、特別損害、逸失利益、その他間接的に発生した損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず含まない)に限定されるものとします。ただし、当該損害の発生が弊社の故意または重大な過失に起因する場合はこの限りではありません。

第 38 条 プライバシーポリシー

1. 弊社は、本利用規約等に基づき、または本サービスに関連して契約者から提供を受けた本会員情報その他の情報を、弊社のプライバシーポリシーに従って管理、使用します。

第 39 条 反社会的勢力の排除

1. 弊社および契約者はそれぞれ、次の各号に定める事項を表明し保証します。
(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」と総称します)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
(2) 自らの役員および従業員が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
(3) 本個別プランに基づき本件製品を使用する契約会員親族等が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて本サービスを利用しないこと
(5) 反社会的勢力との間に、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
(6) 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
(7) 反社会的勢力との間に、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
2. 弊社および契約者は、それぞれ相手方に対し、自らまたは第三者をして、次の各号に定める行為を行わないことを表明し保証します。
(1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
(2) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
(3) 法的責任を超えた不当な要求行為
3. 弊社または契約者の一方が、本条第 1 項および第 2 項各号のいずれかに違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、会員登録の解除、本利用規約等、本個別プラン契約、その他本サービスに関する一切の契約を解除することができるものとします。

第 40 条 債権譲渡

1. 契約者は、弊社が、契約者に対する事前の催告・通知なく、弊社の裁量により、契約者に対し有する債権を第三者(以下、本条では「債権譲受人」といいます)に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 弊社が契約者に対して有する債権を債権譲受人に譲渡した場合において、債権譲受人による当該債権の行使等に用いるため、契約者は、弊社が債権譲受人に対し、契約者の氏名、住所、電話番号および債権を行使するために必要な本会員情報ならびに取引の情報を提供することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第 41 条 委託

弊社は、契約者に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、弊社の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第 42 条 分離可能性

本利用規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 43 条 準拠法

本利用規約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第 44 条 協議事項および合意管轄

1. 弊社と契約者との間で問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本利用規約の履行または解釈に関し紛争が生じたときは、弊社の大阪地方裁判所を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

噴霧器エアークリーンプラン料金

プラン名	液体発送個数	消耗物品	月額料金
プラン A	20L 年間 3 箱	G-MIST50	4,500 円
		G-MIST100	5,700 円
プラン B	20L 年間 4 箱	G-MIST50	5,000 円
		G-MIST100	6,700 円
プラン C	20L 年間 6 箱	G-MIST50	6,300 円
		G-MIST100	8,700 円
プラン D	20L 年間 12 箱	G-MIST50	9,800 円
		G-MIST100	14,600 円
プラン E	20L 年間 24 箱	G-MIST50	16,800 円
		G-MIST100	26,400 円
プラン F			

噴霧器業務用エアークリーンプラン料金

プラン名	液体発送個数	消耗物品	月額料金
プラン A			
プラン B			
プラン C	20L 年間 6 箱	G-MIST50	9,100 円
		G-MIST100	11,500 円
プラン D	20L 年間 12 箱	G-MIST50	12,800 円
		G-MIST100	17,400 円
プラン E	20L 年間 24 箱	G-MIST50	19,800 円
		G-MIST100	29,200 円
プラン F	20L 年間 36 箱	G-MIST50	26,800 円
		G-MIST100	41,000 円

ディスペンサープラン

機器台数	月額料金	液体発送個数
3 台	3,400 円	20L 年間 1 個
4 台	4,400 円	
5 台	5,400 円	
6 台	6,400 円	20L 年間 2 個
7 台	7,400 円	
8 台	8,400 円	
9 台	9,400 円	20L 年間 3 個
10 台	10,400 円	
11 台	11,400 円	

※各プラン共に 1 台ごとの解約において解約金が発生いたします。
 ※更新月の期間中 1 ヶ月は解約金の発生はいたしません。
 ※上記月数はサービス利用契約開始日の属する月を 1 ヶ月目としての経過月となります。
 ※ディスペンサープランは 1 台当たりの解約金となります。ディスペンサープランをすべて解約される場合ご契約台数分の解約金が発生いたします。

解約・返品に伴う機器損害金等(弁済金)

プラン名	金額
ディスペンサープラン(1 台当たり)	3,000 円
噴霧器エアークリーンプラン(1 台当たり)	15,000 円
噴霧器業務用エアークリーンプラン(1 台当たり)	30,000 円
返用品段ボール	3,000 円

※加入時に提供された機器に関して返還が必要となります。解約月の翌月末までに機器の返還が確認できない場合もしくは著しく汚損している場合は機器費用として弁済金を請求いたします。
 ※ディスペンサープランは 1 台当たりの弁済金となります。返還の確認状況により必要台数分の弁済金が発生いたします。

噴霧器エアークリーンプラン専用液追加購入金額

プラン名	消耗物品	金額
プラン A	G-MIST50	9,600 円
	G-MIST100	14,400 円
プラン B	G-MIST50	9,000 円
	G-MIST100	13,800 円
プラン C	G-MIST50	8,400 円
	G-MIST100	13,000 円
プラン D	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円
プラン E	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円

プラン F		
-------	--	--

噴霧器業務用エアークリーンプラン専用液追加購入金額

プラン名	消耗物品	金額
プラン A		
プラン B		
プラン C	G-MIST50	8,400 円
	G-MIST100	13,000 円
プラン D	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円
プラン E	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円
プラン F	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円

※発送後に追加注文のキャンセルを受け付けが出来かねる場合がございますので予めご了承ください。
 ※追加購入の費用は発送月の翌月に月額料金と併せてご請求いたします。

IV-2 料金表(消耗物品のみ)

プラン料金

プラン名	液体発送個数	消耗物品	月額料金
プラン A	20L 年間 3 個	G-MIST50	2,400 円
		G-MIST100	3,600 円
		G-MIST キッチン	3,900 円
プラン B	20L 年間 6 個	G-MIST50	4,200 円
		G-MIST100	6,500 円
		G-MIST キッチン	6,800 円
プラン C	20L 年間 12 個	G-MIST50	7,700 円
		G-MIST100	12,400 円
		G-MIST キッチン	12,700 円

専用液追加購入金額

プラン名	消耗物品	金額
プラン A	G-MIST50	9,600 円
	G-MIST100	14,400 円
	G-MIST キッチン	15,600 円
プラン B	G-MIST50	8,400 円
	G-MIST100	13,000 円
	G-MIST キッチン	13,600 円
プラン C	G-MIST50	7,700 円
	G-MIST100	12,400 円
	G-MIST キッチン	12,700 円

※発送後に追加注文のキャンセルを受け付けが出来かねる場合がございますので予めご了承ください。
 ※追加購入の費用は発送月の翌月に月額料金と併せてご請求いたします

プラン変更手数料

項目	対象	金額
プラン変更費用	ダウングレード	3,000 円

※変更受付期間は物品発送月の前月 20 日までとなり、翌日より適用となります。その期間にて弊社指定の方法にて通知し、受理されたものが対象です。プランが変更になった場合、変更月から再度 1 年のご契約となりますのでご注意ください。
 ※プランの変更回数の上限は年に 2 回となります。

解約金

※各プランそれぞれご利用期間ごとに解約金が発生いたします。
 ※上記月数は初回発送月に属する月を 1 ヶ月目としての経過月となります。
 ※年払いにてご契約の場合、解約違約金は発生いたしません。

その他手数料

項目	金額
初回登録事務手数料	3,000 円
請求書発行手数料	300 円
料金明細書発行手数料	300 円
領収書発行手数料	300 円
支払明細書発行手数料	1,000 円

決済手数料

支払方法	金額
クレジットカード	0円
口座振替	300円
コンビニ請求書	500円
口座振込	300円

※1 やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

※金額は全て税抜金額となります。